

# 10月1日からコンビニエンスストアで 水道料金のお支払いができますようになります

▼問い合わせ 水道グループ  
☎0794(35)2379



10月以降発行の新しい納付書を使ってお支払いください

お支払いは納期限までに

播磨町の収納取扱金融機関に口座をお持ちでない方や、お仕事などの都合でお支払いに行けない方のため、10月1日から、コンビニエンスストアで水道料金・下水道使用料のお支払いができるようになります。

※コンビニエンスストアでのお支払いには、10月以降に発行されたバーコードのついている「水道料金・下水道使用料納付書」が必要です。

【全国で利用可能】セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、エーエム・ピーエム、コストア、ポプラ、スリーエフ、セブオン、コミュニティ・ストア

【一部地域で利用可能】セイコマート（北海道・関東のみ）、ホットスパ（東北・関東・沖縄のみ）、スパ（北海道のみ）

水道事業は、皆さま方に納めていただいている水道料金により経営されています。水道料金を納めなかったり遅れたりすると、経営が成り立たなくなってしまう。必ず納期限までに納めてください。

理由もなく滞納すると、給水停止処分など厳しい処分が課されることがあります。経済的な事情で一括で納められない方は、分納もできますので早めにご相談ください。



次の納付書はコンビニエンスストアでは一切使用できません。

- ①バーコードのない旧納付書
- ②9月末までに発行されたバーコードのある納付書
- ③バーコードが汚損されて読み取れない納付書

これらの納付書は、役場または取扱金融機関窓口でお支払いいただくか、再発行を受けてください。

## 口座振替が便利です

口座振替をご利用いただければ、料金のお支払いのたびに金融機関やコンビニエンスストア、役場窓口まで出向く必要がなくなり、お忙しい方や留守がちの方などに大変便利です。

## 【口座振替の申込方法】

▼申込場所 取扱金融機関  
▼持っていくもの 預金通帳、届出印、最近の領収書と申込用紙。  
※申込用紙は役場窓口にあります。お電話いただければ、郵送でお送りします。

▼取扱金融機関 みなと銀行・三井住友銀行・但馬銀行・但陽信用金庫・日新信用金庫・姫路信用金庫・播州信用金庫・兵庫南農業協同組合・郵便局（近畿内）、以上の各本支店

はがきを開くと納付書になっています。



バーコードを汚さないでください

## 水道検針にご協力ください

播磨町では水道メーターの検針を2カ月に一度行っています。

検針の際、犬が放し飼いになっていたり、メーターボックスの上に車を止めたりしていると検針ができません。また、メーターが土に埋まってしまっている所も見受けられます。検針人がスムーズに検針できるようにご協力をよろしくお願いします。

## メーターの点検は定期的に

公道に埋められた水道施設のうち、配水管までは播磨町の所有物ですが、この配水管から分かれた給水管など（給水装置）はお客様のご負担で施工されたものであり、お客様の所有物です。

ただし、管理については、道路部分からメーターまでが播磨町、メーターから宅内まではお客様のご管理となります。

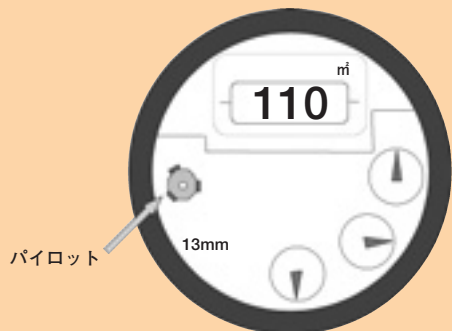
メーターまでで破損したとき、メーターの耐用年数が過ぎたときやメーターが故障したときは町が修理・交換しますが、メーターから宅内側で給水管が破損したときや給水栓（蛇口）が故障したときは、お客様のご負担で修理していただかなければなりません。特に地面の中の給水管が破損し漏水しているときは、発見が遅れ高額な水道料金の請求があり初めて気が付かれるケースも多々あります。大切な水を無駄にするばかりでなく、ご家庭の水道料金負担も大きくなります。そのまましておかないで、すぐに修理するようにしましょう。また、定期的にお客様ご自身でメーターを点検し、漏水を防止しましょう。

## 指定給水装置工事事業者

お客様が、配水管から分岐する給水管およびこれに直結する給水用具を新設、改造、修繕、撤去する場合には、適正な施工を確保するため、必要な技術者や機械器具を有する業者で播磨町が認めた者に施工させなければならないことになっています。播磨町の指定を受けた業者は、平成17年6月13日現在で157社あります。

## メーターの点検方法

まず蛇口が全部閉まっていることを確認します。メーターのパイロットが回っていない場合は漏水していません。



回っている場合は、漏水の疑いがあります。水道を使わないときはメーター横の止水栓を閉めて、できるだけ早く播磨町の「指定給水装置工事事業者」に修理をご依頼ください。

水道メーターから蛇口までの間で漏水があった場合、漏水した箇所により水道料金の一部が減免になる場合があります。減免の対象となるのは、壁の中や土の中など、通常発見が困難な場所の漏水に限られます。トイレや蛇口、給湯器、太陽熱温水器などからの水漏れは減免の対象となりません。